

要 項		No.	質 疑	回 答
P4 (2) 南部地区の状況	公共用地	1	・ 第一回質疑回答 No.8 にて、対象地に公共施設用地ではない市の保有地があるとのことですが、具体的な箇所について一般財産、行政財産かどうかまた用途も含めご開示ください。	・ 学校用地（市立若草中学校、市立相武台中学校、市立もえぎ台小学校）、南消防署相武台分署及びごみ・資源集積場所であり、全て行政財産となっております。具体的な場所については別紙1のとおりです。詳しくは、相模原市財政局管財課へお尋ねください。
		2	・ 対象地の中で現状として明らかに地中障害物、地上にあるゴミ等含め該当の箇所等あればご開示ください。	・ 全筆の調査は過去に実施していないと承知しております。なお、過去に行った一部の箇所の調査結果については、相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。
	地中障害物	3	・ P4 にて地中障害物が埋設されていることが確認された場合の記載がありますが、埋設物の撤去について市のご支援で検討されている事、ご相談可能な事はございますでしょうか。また撤去について特別な補助金が受けられる制度はございますでしょうか。	・ 地中障害物の撤去に関する支援及び補助金は無いと承知しております。なお、事業に関する技術的援助については、相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。
		4	・ 本地区は、オオタカ営巣中心域や高利用域に該当しますでしょうか。	・ 「相模原市オオタカ保護に係る基本方針」において、生息場所等の情報については、オオタカ保護の観点から、原則として公開しないこととされていると承知しております。詳しくは、神奈川県自然環境保全課及び相模原市環境経済局水みどり環境課へお尋ねください。
	環境アセスメント調査	5	・ 複数の組合・地区になった場合、各地区の施行区域の面積が40ha未満であれば、同一事業者であっても環境アセスメント対象外という認識でよろしいでしょうか。	・ 環境アセスメントの該非を判断する事業の最小単位は、土地区画整理組合単位（事業認可単位）であり、各地区の施行地区の面積が40ha未満の場合は、原則、環境アセスメント調査の対象外となると承知しております。詳しくは、相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課へお尋ねください。
		6	・ 対象地に『近郊緑地保全区域』はないとの理解で問題ないでしょうか。	・ 南部地区内に近郊緑地保全区域はないと承知しております。募集要項P4に記載している「さがみはら地図情報（Web公開型GIS）」の「都市計画指定状況図等」を御確認ください。
	道路	7	・ 都市計画道路麻溝台新磯野中通り線は、P4に記載の通り第一整備地区内で整備予定とのことですが、南部地区において延伸させる計画はございますでしょうか。 また、他南部地区内において整備が必要な道路・緑道・歩道上空地等の計画はございますでしょうか。これらについて図示についてご開示ください。	・ 募集要項P4に記載のとおり、（都）麻溝台新磯野中通り線について、起終点を第一整備地区土地区画整理事業の施行地区内とする見直しを検討していると承知しておりますが、その他の都市計画道路についての計画の変更は、現時点では無いと承知しております。 また、道路、緑道については、別紙1を御確認いただき、質疑回答（一回目）13、14のとおり施行地区内に含めて御提案ください。 なお、開発行為に伴う歩道状空地の設置について、詳しくは、相模原市都市建設局まちづくり推進部開発調整課へお尋ねください。
			8	
		9	・ 都市計画道路村富相武台線、他道路計画(あれば)の整備は、組合で実施することになりますでしょうか。組合で実施の場合、整備費用は、事業検討パートナー・業務代行者・組合で負担するのか、市で負担するのか、またその理由についてもご教示下さい。	・ （都）村富相武台線、（都）町田新磯線は施行地区に含み整備することとし御提案ください。 また、都市計画道路の整備につきましては、公共施設管理者負担金の対象となると承知しております。その他道路の整備につきましては、原則、施行者負担となりますが、相模原市土地区画整理事業助成規則における補助制度があると承知しておりますので、詳しくは、相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。
		10	・ 北部地区において、都市計画道路相模原町田線の整備により既存の県道52号の一部が廃道になり、当該廃道部分が北部地区の事業区域に含まれるということでしたが、南部地区においても同様に、都市計画道路の整備により廃道となる既存道路部分が南部地区の事業区域に含まれることはございますでしょうか。	・ （都）相模原町田線の整備により廃道されるか否かは相模原市の交差点改良事業との調整によるものと承知しております。 土地区画整理事業に伴い整備、改善が必要となる道路については、全て施行地区内に含めてください。

P4 (2) 南部地区の状況	水路	11	・ 第一回質疑回答 No.8 にて水路があるとのことですが、具体的な箇所について図示にてご教示下さい。 またどのような目的の水路なのかも開示ください。	・ 用悪水路であり、現状、水路の形態はないと承知しております。なお、具体的な箇所については、相模原市都市建設局土木部南土木事務所へお尋ねください。
	生産緑地	12	・ 対象地の『生産緑地地区』は地権者様の協力を得られれば解除可能との理解で問題ないでしょうか。	・ 市街化調整区域のため生産緑地地区はないと承知しております。募集要項 P 4 に記載している「さがみはら地図情報 (W e b 公開 型 G I S)」の「都市計画指定状況図等」で御確認ください。
P6 4 (1) 事業検討パートナーの役割	賛同調査	13	・ 令和 7 年 12 月に予定されている第 8 回線引き見直しにあたり、『賛同調査』が重要になってくるかと思えます。事業検討パートナー候補者が行うこととなっておりますが、市側のご協力を得られる点について具体的にご教示ください。	・ 賛同調査の実施に当たりましては、事業検討パートナー候補者、まちづくり研究会役員会及び事務局である相模原市の三者が協力して実施するものと考えますが、それぞれの役割等については事業検討パートナー候補者選定後の協議によるものと考えます。
P7 5 (2) 実施主体及び事務局	役員	14	・ 研究会の役員はすべて対象地の地権者様になりますでしょうか、それ以外の方がいらっしゃれば簡単な経歴も含めご開示ください。	・ 当研究会役員会は、麻溝台・新磯野南部地区まちづくり研究会会則第 2 条で会員は南部地区内に土地を所有する者とし、同会則第 5 条第 1 項に基づき役員は会員から選出しています。なお、現在の役員会は会員に加え、会員から委任を受けた者で構成されています。また、経歴につきましては非公表としております。
P8 5 (3) 応募条件	事業区域	15	・ P8 の「カ」において、「現況の交通量、将来交通量及び新市街地整備による発生集中交通量が考慮されている場合はこの限りではない」と記載がありますが、現況に比べて将来交通量がどの程度増加すると応募条件を満たしていないことになりますでしょうか。	・ 新市街地整備による発生集中交通量を含めた将来交通量が市の計画交通量を超えないよう考慮した提案内容としてください。なお、具体的には関係機関との協議によるものと承知しております。 計画交通量については、相模原市都市建設局まちづくり推進部交通政策課へお尋ねください。
P11 7 (1) 評価の方法	評価	16	・ P12 にて「評価は、役員会の役員、研究会の会員、有識者及び市職員が行い、」と記載がありますが、採点の持ち点は、皆様同一でしょうか。	・ 評価者の持ち点は同一としております。
P12 7 (3) 選定結果の通知と公表	公表	17	・ 評点結果の公表は予定されておりますでしょうか。	・ 選定されなかった応募者の能力や評価に関わることであり、応募者の権利、競争上の地位、その他の利益を害する恐れがあることから、評価点については公表を予定しておりません。
P12 7 (4) 評価項目と評価点	地中障害物	18	・ P12 に記載のある地中障害物等の取扱いについて、地中障害物に関する調査や処理等に要する費用は、事業費に含まれることは問題ない認識でよろしいでしょうか。	・ 事業費に含むことは可能です。地中障害物等の取扱方針が明確に示され、関連する費用を軽減する計画を御提案ください。
	地域貢献	19	・ P14 の⑧地域貢献について、SDGs に関する取組方針を評価対象に含められており、SDGs でも様々の項目がございますが、本公募の評価者である役員会の役員、研究会の会員、有識者にて特に重視されている項目があればご教示下さい。	・ 事業者として S D G s への取組方針を御提案ください。
		20	・ P14 の⑧地域貢献における「地元企業の活用」について、本公募の評価者であられる役員会の役員、研究会の会員にてご希望はありますか。	・ 事業者として地元企業の活用についてどのように想定しているかを御提案ください。